

基本目標 1 地域における子育ての支援

北茨城市の就学前児童のいる家庭について、親の就労の視点から類型化すると、一人親家庭が4%、両親共働き家庭が35%、専業主婦家庭が51%、その他10%となっています。特に専業主婦家庭では、子どもが小さいうちは家庭で子育てを行い、いずれは就労したい希望を多数の人が持っています。（「平成20年度子育て市民ニーズ調査」）

母親が働きながら子育てを行う家庭は増えていますが、仕事と子育てを両立させる環境は未だ十分なものではありません。また、家庭での子育てなどの生活時間よりも、仕事時間優先となってしまう生活スタイルや父親の長時間労働等の仕事環境などもあいまって、子育ては男女が協力しあって進めるものという意識も十分とはいえません。

これからの地域における子育てには、仕事と生活との調和の実現、男女共同の子育て家庭の構築が欠かせません。家庭、企業や地域社会での環境づくりを進めるとともに、保育サービスなどの子育て支援対策のこれまで以上の充実が必要です。

また、結婚や出産を機に仕事をやめて子育てに専念する母親も多数を占めています。中には、悩みや不安を抱えている母親、相談相手もおらず孤立感を深める母親など、適切な相談支援を必要としている人もいます。

家庭環境に恵まれない子どもを含めて、地域のすべての子どもたちや家庭に「えがお」きらめくまちづくりが求められています。

【目標】

働くことと家庭生活との調和を実現できるような地域社会づくりを進めるとともに、すべての子どもと家庭を対象にして、保育サービスをはじめとした子育て支援サービスをきめ細かく実施し、子育てにだれもが喜びを実感できる子育て支援を進めます。

【施策の方向】

1 地域における子育て支援サービスの充実

2 保育サービスの充実

3 子どもと家族を支援するきめ細かな仕組みづくり

4 児童の健全育成

施策の方向

1 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子どもと家庭を対象にした地域における子育て支援事業として、これまで、社会福祉課、家庭児童相談室、保健センター、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等における相談事業、保育所・幼稚園、地域子育て支援センター等において各種事業を実施してきました。

今後の方向としては、子育て支援に関わる情報提供をはじめ、保育サービスを利用していなくても利用できる施設や相談事業などの充実に加えて、とりわけ家庭で子育てを行っている母親のうち、不安や悩みをかかえ、地域や家族の中でも孤立感を持っている母親を支援する事業の充実が重要な課題となっています。

地域子育て支援センター・子どもの家などの地域の支援拠点や各地域の保育所・幼稚園を引き続き地域子育て支援の拠点として拡充を図るとともに、地域のすべての子どもを対象にした事業や子育てに関わる情報提供、相談・母親同士の交流事業などの充実を図っていきます。

施策の方向	基本施策
1 子育て支援サービスの充実	① 地域子育て支援事業 ② 子育て相談事業 ③ 子育て交流・情報提供事業

① 地域子育て支援事業

1-1	北茨城市子どもの家の運営 子どもの家は、市民の子育てを支援し、子育て家庭とその活動を支援する団体等の相互交流を促進する施設、地域住民のコミュニティ活動の場を提供する施設で、母親クラブや子育てふれあいサロン、家庭児童相談などで利用されています。	重点・継続 社会福祉課
1-2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 地域における子育て家庭への育児支援を目的として、育児不安に対する相談指導とともに、子育てに対する情報提供、子育てサークル等の育成・支援などを行います。	重点・継続 社会福祉課
1-3	乳児家庭全戸訪問事業 すべての生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てで情報提供、乳児及び保護者の心身の状況・環境把握、相談・助言を行います。	重点・新規 保健センター 社会福祉課
1-4	養育支援家庭訪問事業 保健師等が訪問する乳児家庭全戸訪問事業の結果、特に支援が必要な家庭には、あらためて養育についての相談・指導・助言を行います。	重点・新規 保健センター 社会福祉課

1-5	保育所・幼稚園における地域活動事業 保育所や幼稚園の園庭の開放、地域の乳幼児や保護者等対象のイベントや育児相談・助言などを実施する事業の活動を促進します。	継続 社会福祉課 学校教育課
1-6	ファミリーサポートセンター事業 市社会福祉協議会を窓口として、育児の援助を受けたい方(利用会員)からの要請を受けて、育児の援助を行いたい方(協力会員=子育てサポーター)が保育所への送迎や保育時間前後の世話などを保護者に代わって低額料金で提供する事業です。	重点・継続 社会福祉課
1-7	子育て支援施設短期利用事業 児童の保護者が疾病等により、児童を養育することが出来ない時、一時的に児童福祉施設において保護し、子育てを支援します。	継続 社会福祉課
② 子育て相談事業		
1-8	身近な相談体制の整備 保健センターでの育児相談、家庭児童相談室での家庭児童相談員・心の相談員による相談支援活動を推進します。 また、学校での児童・生徒が悩み事やトラブルなどについて早い時期に気軽に相談できる体制を身近に整備します。	継続 保健センター 社会福祉課 学校教育課
1-9	学校訪問や電話相談 主任児童委員や家庭児童相談員による学校訪問や電話相談を実施します。	継続 社会福祉課
1-10	家庭児童相談 家庭児童相談員が、家庭における児童の養育、教育、身体的、精神的、障害等の相談にあたります。	継続 社会福祉課
1-11	民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動 民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を受けます。	継続 社会福祉課
1-12	幼児教育相談 ことばの発達や障害に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。	継続 学校教育課

③ 子育て交流・情報提供事業

1-13	子育て体験トーク 子育ての不安や悩みを分かち合い、軽減するために、幼稚園の保護者交流会を年数回程度、実施します。	継続 生涯学習課
1-14	子育てセミナー 子育ての不安や悩みを分かち合い、軽減するために、講師による学習セミナーを実施します。	継続 生涯学習課
1-15	地域組織活動育成事業(母親クラブ) 地域における児童を健全に育成することを目的として活動が展開されている母親等の組織運営(母親クラブ)に対して助成します。	継続 社会福祉課
1-16	子ども・子育てインフォメーションの配布等事業 子育てに関する施策や施設などをまとめた子ども・子育てインフォメーションの配布と、その内容の充実に努めます。また、市公式ホームページに掲載し、PRの強化に努めます。	継続 社会福祉課
1-17	保育所・幼稚園マップの作成・配布 幼稚園や保育所、その他子育てに関する施設が分かりやすく表示されている保育所・幼稚園マップを対象世帯に配布します。	継続 社会福祉課 学校教育課
1-18	育児サークルマップの作成・配布 市内の育児サークルの活動場所、活動内容等を紹介する育児サークルマップを作成し、対象世帯に配布します。	継続 保健センター
1-19	健康カレンダーの配布・充実 保健・医療・福祉関連の情報などを掲載した健康カレンダーを全戸配布します。	継続 保健センター

施策の方向

2 保育サービスの充実

働く母親が増加していますが、子育てと仕事を両立させるために、実際には様々な困難を伴っており、休日就労や変則勤務等をはじめ、その働き方によってニーズも多様です。また、就労していない専業主婦家庭においては、緊急時等における臨時的な保育サービス（一時預かり事業）などが求められています。こうした子育てに伴う多様な保育ニーズに対応してきめ細かな保育サービスの充実強化が必要です。

今後も引き続き、子育てと仕事の両立を支援する事業をはじめ、保育所等における保育サービスの質の向上、市民のニーズに対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

施策の方向	基本施策
2 保育サービスの充実	① 保育所等での保育サービスの充実 ② 一時預かり事業の実施 ③ 保育サービスの質の向上

① 保育所等での保育サービスの充実

1-20	通常保育事業	重点・継続
	保護者が働いていたり、病気の状態などのため、家庭において十分保育できない児童を定められた通常の時間内で、保育所で預かります。	社会福祉課
1-21	延長保育事業	重点・継続
	保護者の就労の状況に対応して、通常保育時間を延長して子どもを預かります。	社会福祉課
1-22	幼稚園の預かり保育事業	継続
	保護者の就労等の状況に対応して、希望に応じて幼稚園の通常保育時間を延長して子どもを預かります。	学校教育課
1-23	広域入所保育の実施	継続
	保護者の勤務等の都合により居住地以外の市町村の保育所に児童を受け入れる広域入所保育を実施します。	社会福祉課
1-24	(仮称)幼保連絡協議会の設置	継続
	保育所と幼稚園とが連携して、子どもの健やかな成長を支援するための「(仮称)幼保連絡協議会」の設置を検討します。	社会福祉課 学校教育課

1-25	保育要件の緩和	継続
	就労要件の緩和や療育手帳所持者への配慮など、保育要件の緩和について検討します。	社会福祉課
1-26	乳児保育事業	継続
	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対するため、民間保育所への人件費補助など0歳児からの保育事業を推進します。	社会福祉課
1-27	障害児保育事業	継続
	集団保育が可能で日々通所できる障害のある乳幼児を保育所で預かります。	社会福祉課
1-28	休日保育事業	重点・新規
	休日等に就労する保護者のニーズに応えるため、休日保育の実施について検討します。	社会福祉課
1-29	家庭的保育事業	重点・新規
	乳幼児を対象に家庭的保育者（保育ママ）の居宅等において保育を行います。	社会福祉課

② 一時預かり事業の実施

1-30	一時預かり事業	重点・継続
	保護者の疾病等の理由により、一時的に保育が困難になったとき、臨時又は緊急に児童を保育所に受け入れます。	社会福祉課

③ 保育サービスの質の向上

1-31	第三者による評価制度の導入	継続
	福祉サービスについての第三者による評価制度の導入を検討します。	社会福祉課
1-32	保育士研修	継続
	保育サービスの質の向上のため、公私保育所の計画的な保育士研修を実施します。	社会福祉課

施策の方向

3 子どもと家族を支援するきめ細かな仕組みづくり

母子家庭など経済的に困難な環境にある家庭を含めて、どのような家庭環境にある子どもでも、健康で文化的な生活を土台にして子育て・子育てができるように子どもと家族を支援することが求められます。

障害のある児童に対する施策としては、乳幼児期や児童期における障害の早期発見・早期対応が重要です。今後、障害児保育や障害のある児童を対象にした放課後児童クラブの実施など、地域において障害のある児童が安全に過ごせる場の確保など充実を図ります。

児童虐待防止については、これまで相談事業や啓発事業の実施、関係者によるネットワークの構築を行ってきました。引き続き地域住民の協力、関係機関の連携強化を図り、児童虐待を防止・根絶する方向に向けて事業を推進していくことが必要です。

施策の方向	基本施策
3 子どもと家族を支援するきめ細かな仕組みづくり	① 経済的支援事業 ② 母子家庭等支援事業 ③ 障害のある児童のための事業 ④ 児童虐待防止事業

① 経済的支援事業

1-33	出産祝金の支給 少子化対策として第3子以降の出産に対して、出産祝金を支給します。	新規 社会福祉課
1-34	子ども手当 中学校修了までの児童を対象に手当を支給します。 (平成22年4月1日施行予定)	新規継続 社会福祉課
1-35	医療費助成事業（「マル福」制度） 乳幼児、妊婦、一人親家庭の児童、重度の心身障害のある人などを対象に、医療費の一部を助成します。3歳未満児の医療費は無料です。	継続 保険年金課
1-36	妊婦・乳児健康診査費助成事業 妊婦健康診査（14回分）及び乳児健康診査（2回分）が無料で受けられます。	継続 保健センター
1-37	幼稚園就園奨励費補助 満3歳児から5歳児の幼稚園児をお持ちの保護者に対して、その世帯の市民税の課税状況に応じて入園料・保育料の一部を補助します。	継続 教育総務課

1-38	私立幼稚園幼児教育振興補助	継続
	幼稚園児をお持ちの保護者へ保育料の一部を補助します。	教育総務課

1-39	就学援助（要保護・準要保護児童生徒援助）制度	継続
	学校で必要な費用の支払が困難な児童生徒の保護者に対して必要経費の一部を援助します。 （要保護は生活保護受給者、準要保護は生活保護に準ずる生活状況）	学校教育課

② 母子家庭等支援事業

1-40	児童扶養手当	継続
	父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、または母にかわってその児童を養育している方に対して支給されます。 ※平成22年度から父子家庭も対象とする制度改定を予定	社会福祉課

1-41	母子・寡婦福祉資金	継続
	母子家庭を対象として、修学資金等各種の無利子又は低利の貸付を実施しています。	社会福祉課

1-42	母子家庭等新入学児童への記念品	継続
	新しく小学校へ入学する母子家庭・父子家庭の児童に対し記念品を贈ります。	社会福祉課

1-43	保育サービス・公営住宅入所等への配慮	継続
	母子家庭の親の就業を支援するため、保育サービスや公営住宅への入居について、柔軟な配慮に努めます。	建設課

1-44	父子家庭への支援検討	継続
	母子家庭と比較して支援策の少ない父子家庭への支援についても、県の施策などを活用し、検討していきます	社会福祉課

1-45	相談体制の充実と自立支援	継続
	母子家庭に対する相談体制の充実を図り、生活の安定を図るための自立を支援するとともに、子育てに関する悩みの軽減に努めます。	社会福祉課

③ 障害のある児童のための事業

1-46	<p>特別支援教育就学奨励制度</p> <p>特別支援学級に在籍している児童生徒及び特別支援学級のない学校から特別支援学級のある学校へ通級指導を受けている児童生徒の保護者に対して必要経費の一部を助成します。</p>	<p>継続</p> <p>学校教育課</p>
1-47	<p>障害児福祉手当</p> <p>重度の障害があるため、普段の生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給します。</p>	<p>継続</p> <p>社会福祉課</p>
1-48	<p>特別児童扶養手当</p> <p>20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害のある子どもを在宅で育てている保護者に支給します。</p>	<p>継続</p> <p>社会福祉課</p>
1-49	<p>障害児保育事業（1-27再掲）</p> <p>集団保育が可能で日々通所できる障害のある乳幼児を保育所で預かります。</p>	<p>継続</p> <p>社会福祉課</p>
1-50	<p>心身障害者扶養共済</p> <p>心身障害者（児）の将来について保護者の方がもたれる不安を軽くするために、保護者の方が死亡し、又は身体に著しい障害を有することになった場合、心身障害者（児）に年金を支給します。</p>	<p>継続</p> <p>社会福祉課</p>
1-51	<p>フォロー児の療育指導等</p> <p>要観察の乳幼児へのフォローとして、遊びの教室（カンガルークラブ）、療育相談、幼児教育相談（ことばの教室）、乳幼児教育相談（養護学校）を実施しています。</p>	<p>継続</p> <p>保健センター</p>
1-52	<p>早期療育支援システムの充実</p> <p>要指導の乳幼児の成長と家族への子育て支援を行うため、保健・医療・福祉・教育が連携し、各関係機関の機能の統合を図るなど、早期療育支援システムの充実に努めます。</p>	<p>継続</p> <p>保健センター</p>
1-53	<p>保育所・幼稚園・小学校への療育技術支援</p> <p>保育所・幼稚園に対し、巡回相談と療育技術支援を行うとともに統合保育・統合幼児教育の場の拡大に努めます。また、就学後の療育指導相談・教育相談等を継続していきます。</p>	<p>継続</p> <p>保健センター 社会福祉課</p>
1-54	<p>障害に対する理解の啓発</p> <p>障害に対する理解の啓発を図り、障害児に対する差別や偏見をなくすため、広報活動に努めます。</p>	<p>継続</p> <p>社会福祉課</p>

1-55	福祉サービスの利用促進	継続
	障害のある児童対象の児童デイサービス等福祉サービスの利用促進により、障害のある児童と家族の日常生活の支援を図ります。	社会福祉課
1-56	障害児の学童保育	継続
	学童保育における障害のある児童の受け入れに対する支援策を検討します。	社会福祉課
1-57	障害児の学校生活支援策の検討	継続
	障害のある児童の学校生活を支援するため、特別支援教育をサポートするボランティアを検討します。	学校教育課

④ 児童虐待防止事業

1-58	北茨城市要保護児童対策地域協議会の機能強化	継続
	虐待防止のネットワークを強化し、より速やかな支援と対応を図るため、北茨城市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、切れ目のない総合的支援を図るための支援体制の充実に努めます。	社会福祉課
1-59	子どもに対する相談体制の充実	継続
	虐待から子どもを守るとともに、虐待を受けた児童が、いつでもすぐに助けを求めることができる相談体制の整備強化を図ります。	社会福祉課
1-60	親に対する支援体制の整備	継続
	ドメスティックバイオレンス（家庭内暴力）が子どもに与える影響を考慮して、親に対するカウンセリングや相談体制の整備を図ります。	社会福祉課
1-61	児童虐待防止の啓発活動	継続
	児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所と連携を図りながら児童虐待防止の啓発活動を進めます。	社会福祉課

施策の方向

4 児童の健全育成

児童の健全育成にとって、放課後や長期の休暇時における遊びやスポーツ活動、社会的な体験や自然とのふれあいなどは、日常の学校生活だけでは得られない重要な意義を持っています。すべての児童が、放課後に安心して豊かな生活と活動ができるようにすることが課題となっています。

これまで、共働き家庭の児童を対象にした放課後児童クラブの実施、すべての子どもを対象にした当市独自の施設として北茨城市子どもの家事業などを行ってきましたが、今後、引き続きこれらの事業の充実を図ります。

他方で、すべての子どもの居場所づくりの一環として、ボランティア指導員などの活用も図りながら学校施設などを活用した放課後子ども教室事業の新規実施を図り、全小学校に拡充していくように努めます。

さまざまな要因により学校に適応できない「不登校児」が増加しています。これまで「適応指導教室」などにより対策を行ってきましたが、今後は地域全体で支援ネットワークを構築し、相談・助言・指導から具体的な対策行動を推進していきます。

施策の方向	基本施策
4 児童の健全育成	① 放課後等における児童の豊かな生活・活動の支援 ② 不登校児支援対策の充実

① 放課後等における児童の豊かな生活・活動の支援

1-62	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実 放課後児童の健全育成を図るため、保育所や幼稚園での学童クラブの充実を図ります。	重点・継続 社会福祉課
1-63	放課後子ども教室推進事業 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行います。	重点・新規 生涯学習課
1-64	放課後子どもプランの策定 放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して推進する総合的な取り組みのプラン策定を目指します。	新規 社会福祉課 生涯学習課

② 不登校児支援対策の充実

1-65	スクールカウンセラー設置事業	継続
	中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒のカウンセリングを行います。	学校教育課
1-66	身近な相談体制の整備（1-8 再掲）	継続
	児童・生徒が悩み事やトラブルなどについて早い時期に気軽に相談できる体制を身近に整備します。	社会福祉課 学校教育課
1-67	適応指導教室「ふれあい広場」開催	継続
	不登校に関する悩みについて、経験豊かな相談員が相談に応じます。また、学校に通えない小・中学生が通室し、様々な活動を通じて学校生活に復帰できるよう支援しています。	学校教育課

基本目標 2 母子保健の向上

子どもを持つ家庭にとって子育てに関わる悩みや不安の中でも、子どもの病気・健康や成長に関することは、最も重要な関心事です。子どもの健康や医療の面で、日常的にも緊急時においても安心して子育てができるようにするための対策の強化が必要です。特に、出産を控えている家庭では、妊婦健康診査の充実とともに、出産時や出産後の身体的・精神的ケアなど健康・医療面でのきめ細かい対策が重要です。

これまでこうした母子の健康の確保に向けた事業として、母子保健事業を計画的に推進してきましたが、今後とも引き続き事業の充実を図ります。

また、食を通した子どもの育成を図る「食育」推進事業、次の親世代となる思春期の児童生徒・青少年等を対象とした事業についても推進していきます。地域における小児救急を含めた救急医療体制については、引き続き整備充実に努めます。

なお、母子保健・医療体制の整備については、「21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョン」である「健やか親子21」（当初計画期間^注は平成13年から22年までの10年間）の趣旨を踏まえて推進していきます。

注：「健やか親子21」の計画期間

次世代育成支援対策行動計画の後期計画期間が平成26年度までとしているため、これに整合させて、当初終了年度の平成22年度を平成26年度まで延長することとしています。

【目標】

安心して子どもを産み、育てることができるように、母子保健事業を中核にして地域の保健・医療環境を整備し、向上を図ります。また、食育の推進による人間形成、思春期における悩みや不安に対する保健対策の充実を図ります。

【施策の方向】

1 母子保健事業の充実

2 食育の推進

3 思春期保健対策の充実

4 医療等の充実

施策の方向

1 母子保健事業の充実

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期等を通じて母子の健康を確保するために、これまで乳幼児健診事業、教育・訪問・相談事業、歯科保健事業、予防接種事業など各種の母子保健に関わる事業を推進してきました。

今後、こうした母子保健に関わる事業を引き続き充実させるとともに、特に乳幼児のこころの発達についても各種の保健事業を通して取り組みを強化していくことが必要です。

乳幼児期の子どもこのころの健康のためには、(1)両親の育児不安・ストレス、(2)児童虐待の2つの大きな問題について留意して、母親が子育てを楽しめるような子育て環境を整備することが重要です。

施策の方向	基本施策
1 母子保健事業の充実	① 妊娠・出産・産後の母子の健康の確保 ② 健康診査・歯科保健事業の充実 ③ 育児等健康支援事業 ④ 子どもの事故防止事業

① 妊娠・出産・産後の母子の健康の確保

2-1	母子健康手帳の交付	継続
	妊娠・出産・子育てについて、母子の健康管理に役立てるとともに、健全な母性の育成を図るための情報を提供します。	保健センター
2-2	新生児訪問指導	継続
	出産後 28 日以内に 2 回、助産師の新生児訪問指導を受けることができます。	保健センター
2-3	妊婦教室・父親教室	継続
	妊婦教室(プレママプラス)、父親教室(プレパパスクール)、など保健指導内容の充実に努めます。	保健センター
2-4	妊婦・乳児健康診査費助成事業(1-36再掲)	継続
	妊婦健康診査(14回分)及び乳児健康診査(2回分)が無料で受けられます。	保健センター

	ハイリスク妊産婦の訪問	継続
2-5	妊娠時から継続的な支援を図るため、母体や胎児あるいは新生児に重大な障害を生ずる危険性の高い妊産婦に対する訪問事業を実施します。	保健センター

② 健康診査・予防接種事業の充実

	健康診査と予防接種	継続
2-6	妊婦や乳幼児の健康診査の充実と予防接種の推進を図ります。	保健センター

	乳幼児健診、就学児健診の充実	継続
2-7	4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科検診、3歳児健康診査、乳幼児健診二次健診などにより、乳幼児の健やかな子育て支援に努めます。	保健センター

	乳幼児健診二次健診	継続
2-8	乳幼児健診や各種相談において何らかの異常や発達に不安のある児童の発達診断を行います（コアラ教室）。	保健センター

③ 育児等健康支援事業

	子育てサークル活動への支援	継続
2-9	親の育児不安を解消し、孤立しがちな乳幼児期の育児を支援するため、赤ちゃんサークルや子育てふれあいサロン、母親クラブなどの育児サークル活動を支援します。	社会福祉課 保健センター

	育児相談	継続
2-10	5か月児以上の育児相談を実施します。	保健センター

	歯科相談	継続
2-11	歯科相談その他保健指導の充実に努めます。	保健センター

	離乳食教室の開催	継続
2-12	乳幼児期の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を定着させるため、離乳食教室を開催します。	保健センター

	おひさまクラブ	継続
2-13	乳児（5～9か月）と母親を対象に、親子遊びや手遊び、スキンシップ体操などを行い、母親同士の交流を行います。	保健センター

2-14	発達相談・子育て相談	継続
	ことばの遅れなど発達についての不安や悩みの相談を受けるとともに、必要な児童には早期療育指導を行います。(カンガルークラブ、コアラ教室、発達相談・早期療育指導)	保健センター
2-15	乳児家庭全戸訪問事業(1-3再掲)	新規
	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育て情報提供、乳児及び保護者の心身の状況・環境把握、相談・助言を行います。	保健センター 社会福祉課
2-16	養育支援家庭訪問事業(1-4再掲)	新規
	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問する乳児家庭全戸訪問事業の結果、特に支援が必要な家庭にはあらためて養育についての相談・指導・助言を行います。	保健センター 社会福祉課

④ 子どもの事故防止事業

2-17	子どもの事故防止啓発活動	継続
	誤飲や転倒、風呂場や階段などの危険から子どもを守る知識を啓発し、不慮の事故を予防します。	保健センター

施策の方向

2 食育の推進

朝食を欠食する子ども、肥満や「不健康やせ」の子どもが増加するなど児童・青少年等の心身の発達にとって、食に関わる健康問題が懸念すべき状況となっています。

食育とは、一人ひとりが「食えること」の意味を理解し、良好な食生活を実践できる力を育むことで、豊かな人間性を育み、健全な人間形成の基礎として位置づけられます。

このような食育を家庭で行うことはもとより、保育所・幼稚園・学校をはじめ、医療機関、行政等関係機関・団体、生産者・食品流通業者・外食産業などさまざま分野の機関・団体・事業者等が連携して、家庭を含めて地域全体で取り組むことが必要です。

引き続き、「茨城県食育推進行動指針」などにに基づき、当市においても、食育支援ネットワークを構築するとともに、食育の啓発・普及を図ります。

施策の方向	基本施策
2 食育の推進	① 食育等推進事業 ② 食育の啓発・普及

① 食育等推進事業

2-18	<p>食生活改善推進員活動の支援</p> <p>食生活改善推進員による地域における活動を支援します。地域の健康づくりを支援するボランティアとして、75人の食生活推進員(平成21年現在)が活動しています。</p>	<p>継続</p> <p>保健センター</p>
2-19	<p>食に関する学習機会の充実(親子料理教室)</p> <p>親子料理教室など、食に関する学習機会の充実を図ります。</p>	<p>継続</p> <p>保健センター</p>

② 食育の啓発・普及

2-20	<p>食育支援ネットワーク構築</p> <p>行政、保育所、幼稚園、学校等の関係者による食育支援ネットワークを構築し、家庭・学校・地域が連携して食育を推進します。</p>	<p>継続</p> <p>保健センター</p>
2-21	<p>食育に関する情報提供や指導</p> <p>食育推進ネットワークの構築に向けた検討を行います。</p>	<p>継続</p> <p>保健センター</p>
2-22	<p>健康教育の推進</p> <p>地域や学校におけるスポーツ環境の充実に努めるとともに、健康教育の推進に努めます。</p>	<p>継続</p> <p>学校教育課</p>

施策の方向

3 思春期保健対策の充実

「健やか親子 21」では、青少年に関わって、思春期の人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用等の問題、心身症、不登校、引きこもり等のこころの問題なども深刻化している現状があり、解決は極めて困難であるが、21世紀の主要な取り組み課題として位置付け集中的に取り組む必要について指摘しています。

こうした現状は地域においても少なからず共通しており、対策の方向としては地域における保健、医療、福祉、教育等の連携を具体的に促進することが重要課題となっています。

今後も、引き続き、児童生徒がいのちの尊さを学ぶ機会を充実するとともに、健全母性の育成に関わる事業、飲酒・喫煙・薬物乱用対策などの事業を推進します。

施策の方向	基本施策
3 思春期保健対策の充実	① いのちの尊さを学ぶ機会の充実 ② 飲酒・喫煙・薬物乱用対策

① いのちの尊さを学ぶ機会の充実

2-23	思春期保健学習の実施 小・中学校による思春期保健学習を実施します。	継続 学校教育課
2-24	乳幼児とのふれあい活動 保育所や幼稚園、乳幼児サークルの場などを利用して、中高生等が乳幼児とふれあう機会の創出をはかります。	継続 保健センター 社会福祉課

② 飲酒・喫煙・薬物乱用対策

2-25	飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育・啓発 保健学習をはじめ学校教育の全般的活動をとおして、飲酒に対する正しい知識の普及及び喫煙防止・薬物乱用防止教育を推進します。	継続 学校教育課
2-26	公共施設等無煙化の推進 児童を喫煙の被害から守るため、健康増進法に基づき、学校敷地内の完全無煙化の推進及び児童の利用の多い他の公共施設等への無煙化の普及を行います。	継続 総務課 学校教育課

施策の方向

4 医療等の充実

市民がいつでも安心して、必要な地域医療を安定的に受けられる環境を整えるため、市立総合病院を中心に、医療機関相互の連携を強化し、市民への医療提供体制の充実を図ります。

小児医療体制の整備については、一般に住民ニーズの最も高い項目の一つです。小児科医の確保や小児救急医療体制の整備が重要な課題となっています。今後、小児救急医療体制については、市立総合病院を核にして、小児医療・小児救急医療体制の整備に努め、市民ニーズに対応できるように、地域医療体制の整備を図ります。

施策の方向	基本施策
4 医療等の充実	① 地域医療体制の整備

① 地域医療体制の整備

2-27	市立総合病院における小児医療・救急体制の整備	継続
	市立総合病院における小児医療・救急体制の整備に努めます。	市立総合病院
2-28	医療機関による救急医療体制の整備・充実	継続
	救急医療を確保するために、医療機関相互の連携の強化と協力体制を検討していきます。	市立総合病院 保健センター

基本目標3 子どもの教育環境・地域の教育力の向上

子どもを交通事故や犯罪の危険から守ること、遊び場・公園の整備、教育など児童の育成環境の整備・向上は、市民の共通の願いであり、重要な地域課題です。また、自然とのふれあい活動、乳幼児や高齢者等との交流を通じた体験学習などは、基礎的な学力の獲得とともに、子どもの生きる力の育成に関わる重要な事業です。子育て・子育てを阻害する様々な要因が増大している社会環境を考慮して、事業の一層の充実を図る必要があります。

今後も引き続き、こうした教育・文化環境等の整備充実に努めるとともに、生涯学習の振興等により家庭や地域の教育力の全般的な向上に努めることが必要です。

子どもが主体的に生きていく力を育成するために、学ぶ意欲・学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成など、子育てを支援する事業を実施するとともに、子育て家庭や地域全体の教育力の向上を目指します。

【目標】

幼児教育から学校教育、生涯学習活動をとおして、子どもの生きる力の育成を目指して、教育環境を充実します。また、子どもの生命の安全を確保するとともに、家庭や地域における教育力の向上に努めます。

【施策の方向】

1 幼稚園・学校教育環境の整備

2 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

1 幼稚園・学校教育環境の整備

幼稚園における幼児教育の振興、幼稚園と保育所との連携、地域交流事業などにより、地域の幼児教育の視点から子育て支援活動を強化していく方向が必要です。また、児童生徒の学ぶ意欲や豊かな心を育成するために自然体験や福祉体験、ボランティア活動などは重要な事業です。今後は、学校教育における確かな学力の向上を図る事業の推進を根本に、すべての子どもを対象に、多様な体験・交流活動の機会を提供する事業の充実、特に放課後子ども教室事業の充実を図ります。

さらに、障害児教育の充実、きめ細かな教育活動を推進する事業を行います。

また、児童生徒や保護者等の悩みや心配事などに対応した相談事業の充実を図ります。

学校運営については、地域の理解と協力のもとで推進するために、学校評議員制度の活用や学校施設の開放事業などを実施し、今後も地域に開かれた事業を推進します。

施策の方向	基本施策
1 幼稚園・学校教育環境の整備	① 幼児教育の振興と確かな学力の向上 ② 体験活動や交流活動など生涯学習の推進 ③ 教育相談事業の実施 ④ 地域に開かれた学校づくり

① 幼児教育の振興と確かな学力の向上

3-1	次代の親として教育するための教員研修	継続
	次代の親として子どもを産み育てる意義を伝える教育のための教員研修に取り組みます。	学校教育課
3-2	保育所・幼稚園と小学校との連携	継続
	就学前の学校訪問や保育所・幼稚園の見学を実施するなど、両者の連携推進を図ります。	学校教育課 社会福祉課 教育総務課
3-3	(仮称)幼保連絡協議会の設置(1-24再掲)	継続
	保育所と幼稚園とが連携して、子どもの健やかな成長を支援するための「(仮称)幼保連絡協議会」の設置を検討します。	社会福祉課 学校教育課
3-4	TT(チームティーチング)体制の整備事業	継続
	複数教師によるT・T(チームティーチング)を小中学校に配置します。	学校教育課

3-5	就学指導委員会の事業	継続
	就学指導委員会による障害のある児童に対して、就学相談・就学指導を行います。	学校教育課

② 体験活動や交流活動など生涯学習の推進

3-6	中高生のボランティア活動推進	継続
	中高生のボランティア活動の推進により、地域社会との交流機会を拡大し、若者の社会参加意識の醸成に努めます。	学校教育課 社会福祉協議会

3-7	職場体験による意識啓発	継続
	職場体験を通じ、就業に対する中学生の意識啓発を図ります。	学校教育課

3-8	乳幼児とのふれあい活動（2-24 再掲）	継続
	保育所や幼稚園、乳児サークルの場などを利用して、中高生等が乳幼児とふれあう機会の創出を図ります。	保健センター

3-9	多様な教育機会の提供	継続
	道徳教育の充実を図るとともに、福祉・環境・国際理解教育など多様な教育機会の提供に努めます。	学校教育課

3-10	総合的な学習の時間の充実	継続
	自ら考え自ら学ぶ力を養うため、総合的な学習の時間の充実を図ります。	学校教育課

3-11	元気っ子体験学習	継続
	親子対象の夏やさい作り隊、ジュニアハートキャンプの実施、元気っ子プラザなどの体験学習の機会を提供します。	生涯学習課

③ 教育相談事業の実施

3-12	身近な相談体制の整備（1-8、1-66 再掲）	継続
	児童・生徒が悩み事やトラブルなどについて早い時期に気軽に相談できる体制を身近に整備します。	社会福祉課 学校教育課

3-13	学校訪問や電話相談（1-9 再掲）	継続
	主任児童委員や家庭児童相談員による学校訪問や電話相談を実施します。	社会福祉課

3-14	スクールカウンセラー設置事業（1-65 再掲）	継続
	中学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒のカウンセリングを行います。	学校教育課

④ 地域に開かれた学校づくり

3-15	学校施設の開放	継続
	社会体育及び文化活動の普及並びに子どもの安全な遊び場の確保のため、学校開放管理指導員等のもとで小・中学校の施設を住民の利用に供します（グラウンド、体育館など）。	生涯学習課

3-16	学校評議員制度などの活用	継続
	学校評議員制度などの活用により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図るとともに、地域に根ざした信頼される学校づくりを推進します。	学校教育課

施策の方向

2 家庭や地域の教育力の向上

子どもがいきいきと健やかに成長できるようにするためには、家庭を基軸に学校や地域が連携して子どもの育成環境を総合的に整えることが必要です。少子・高齢化や核家族化、親の労働環境など社会環境の変化に伴い、近年では、とりわけ家庭と地域の教育力の向上が重要な課題となっています。

子どもの自発的な活動促進を基礎に、家庭の親や地域住民の参加と協力により、家庭と地域の教育力の向上を図ることが必要です。

こうした課題に対応して、学校週5日制に対応した事業や家庭教育学級の実施などにより家庭教育を支援するとともに、地域においては、地域住民の参加と協力を得ながら、健全な児童青少年を育成する環境づくりや子どもの自主的な活動を振興する文化・スポーツ活動による生涯学習事業を推進していきます。

施策の方向	基本施策
2 家庭や地域の教育力の向上	① 家庭教育への支援 ② 地域の教育力向上に向けた事業 ③ 地域の文化・スポーツ活動の振興

① 家庭教育への支援

3-17	家庭教育のための人材育成	継続
	地域で活動するボランティアや子育ての中の親などの情報交換や交流を図り、人間関係や集団のルールなどを家庭に対して伝えられる人材の育成に努めます。	社会福祉課
3-18	家庭教育への支援	継続
	子育て体験トークや子育てセミナーを実施するなど、家庭教育に関する学習機会や情報提供に努めます。	生涯学習課 保健センター
3-19	家庭教育学級	継続
	親が家庭における教育のありかたなどを学ぶために、幼稚園・小・中学校において開催します。	生涯学習課

② 地域の教育力向上に向けた体制整備

3-20	環境浄化活動	継続
	有害環境対策として、環境浄化活動に取り組みます。	生涯学習課
3-21	青少年相談員活動	継続
	青少年の実態把握に努め、相談、助言、指導などの活動、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等を行います。	生涯学習課
3-22	子ども会育成会の振興	継続
	各地区の子ども会や育成連合会等の振興を図り、子ども会指導者及び育成会の連絡調整等を行います。	生涯学習課

③ 地域の文化・スポーツ活動の振興

3-23	地域における子育て組織への支援	継続
	子ども会活動やスポーツ少年団など地域における子育て組織の活動の推進と支援に努めます。	生涯学習課
3-24	スポーツ少年団活動の振興	継続
	スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成を図ります。	生涯学習課

基本目標4 子育てを支援する職場づくり・地域づくり

親の就労の場は地域にあり、子育てをとりまく重要な一翼を構成しています。特に、母親が子育てをしながら就労を継続するためには、その就労環境が大きく影響します。また、父親の子育てへの参加を促進するためには、子育ては男女協働の営みであるという意識改革とともに、長時間労働などの職場環境の改善や育児休暇の取得しやすい職場など子育てを支援する職場づくりの促進が必要です。

一方、子どもや家族の生活の場である地域は、まず第一に、安全であることが不可欠です。実際には、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれる危険がいたるところにあるのが、現実の地域の姿です。

身近な地域に、子どもが安全で安心して自由に遊べる場を整備することや乳幼児連れの親子が気軽に行ける公園や遊び場の整備が求められます。また、犯罪の被害を防止し、交通事故の危険などから子どもを守る環境づくりが地域の重要な課題です。

今後、地域ごとに子どもや親子連れが安全に安心して過ごせる公園や広場、遊び場を整備するとともに、事故や犯罪のない明るく住みよい地域づくりの課題を地域住民の参加と協力のもとで推進します。

【目標】

仕事と家庭生活の調和を実現できるように、親の意識改革とともに職場環境づくりを促進します。また、子どもが交通事故や犯罪の危険にあわないように、明るく住みよい地域づくりを住民協働の力で推進します。

【施策の方向】

1 仕事と生活の調和の実現

2 子育てにやさしい生活環境の整備

3 安全・安心なまちづくりの推進

施策の方向

1 仕事と生活の調和の実現

平成20年度の育児休業取得率は、女性90.6%、男性1.23%で、女性は近年上昇傾向にあります。男性は平成19年度調査より低下しており男性の育児休業取得率は依然として低水準にあります（「平成20年度雇用均等基本調査」厚生労働省）。子育てや家庭生活よりも仕事優先になりがちな傾向は、男女ともに個人の働き方についての意識に関わっていますが、このような意識の背景には、家庭の置かれている経済的な現実とともに、職場の労働環境も影響しています。

地域社会の重要な一翼を担う事業所において、個人の意識改革とあわせてこのような職場や職場集団の意識の改革が必要で、子育てにやさしい働き方や職場づくりを促進することが重要な課題です。

今後も引き続き、国や県と連携して子育て支援対策にかかわる助成金の支給制度等の情報提供、啓発事業の推進を図ります。

改正された次世代育成支援対策推進法により、従業員101人以上の企業に次世代育成支援に向けた「一般事業主行動計画」の策定、厚生労働大臣への届出が義務付けられました（平成23年4月1日施行）。こうした措置の周知とともに、対象事業所以外のその他の地域の企業に対しても、趣旨の普及を図ります。

施策の方向	基本施策
1 仕事と生活の調和の実現	① 働き方の見直しと意識の啓発 ② 子育てにやさしい職場づくり

① 働き方の見直しと意識の啓発

4-1	ワーク・ライフ・バランス憲章の普及	新規
	ワーク・ライフ・バランス憲章を広報・ホームページ等により普及を図ります。	社会福祉課
4-2	育児休業制度の啓発・普及	継続
	育児休業制度取得について、事業所への啓発・普及を図ります。	社会福祉課

② 子育てにやさしい職場づくり

4-3	ファミリーフレンドリー企業の普及促進	新規
	仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業（ファミリーフレンドリー企業）の紹介・普及促進を図ります。	社会福祉課

4-4	一般事業主行動計画の趣旨の普及	新規
	「計画」策定対象企業の策定促進を図るとともに、「計画」策定対象企業でなくても、「子育てと仕事の両立」ができるような職場環境の趣旨の普及を図ります。	社会福祉課

施策の方向

2 子育てにやさしい生活環境の整備

妊産婦や乳幼児、子ども連れの人をはじめ障害のある人や高齢者等が安心して外出できる地域は、誰にとっても住みやすい地域です。このようなユニバーサルデザインの考え方を踏まえた生活環境の整備、地域づくりの推進が求められます。

これまで、子どもの遊び場整備事業や公園整備及び遊具点検事業などを実施し、地域の安全な遊び場・公園整備に努めてきました。

今後も引き続き、子どもがいつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備、子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備をすすめ、明るく住みよいバリアフリーの地域づくりを推進していきます。

施策の方向	基本施策
2 子育てにやさしい生活環境の整備	① 遊び場・公園の整備 ② 安心して外出できる環境の整備 ③ 子どもの育つ住宅環境の整備

① 遊び場・公園の整備

4-5	安全な遊び場・公園の整備	継続
	安全な遊び場や公園の整備に努めます。	都市計画課

② 安心して外出できる環境の整備

4-6	公共施設など建築物のバリアフリー化	継続
	公共施設や商業施設などの建築物については、入口の段差解消やスロープの設置、手すりの設置、車椅子が利用できる開口部の確保などバリアフリー化を促進します。	各課

4-7	子育てバリアフリーマップの作成	継続
	子ども連れが安心して利用できる施設等をまとめた子育てバリアフリーマップを作成します。	社会福祉課

③ 子どもの育つ住宅環境の整備

4-8	ファミリー世帯向け公共賃貸住宅の情報提供	継続
	子育て世帯が安心して生活できるファミリー向け公共賃貸住宅の情報提供に努めます。	建設課
4-9	多子世帯向け公共賃貸住宅の供給	継続
	新たな公営住宅等の建設にあたっては、多子世帯向け公共賃貸住宅の供給について検討していきます。	建設課
4-10	シックハウス対策・啓発・指導	継続
	人体に有害な化学物質として規制対象となるクロルピリホス及びホルムアルデヒドの使用についての指導・啓発などシックハウス対策に努めます。	建設課

施策の方向

3 安全・安心なまちづくりの推進

事故や犯罪の危険のない安全に安心して生活できる地域、まちづくりの推進は、子どもや家族にとって最も重要な基礎的な事業です。

子どもを犯罪の危険や交通事故の被害から守るために、地域住民の参加による防犯パトロール活動の実施や防犯教育などとともに、通学路の点検・整備、児童生徒への交通安全用具の支給、チャイルドシートやシートベルトの着用指導の徹底など交通安全環境の整備や、学校等での交通安全教育を推進します。

今後こうした事業の充実を図るとともに、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

また、火災など災害時に子どもの生命を守ることを第一に、避難訓練や体制整備の充実を図り、緊急時に対応できるようにします。

施策の方向	基本施策
3 安全・安心なまちづくりの推進	① 子どもを犯罪の被害から守る活動の推進 ② 交通安全の推進 ③ 防災活動の推進

① 子どもを犯罪の被害から守る活動の推進

4-11	<p>見通しのよい公園の管理</p> <p>犯罪を招きやすい公園内の死角となる密集した樹木や遊具などについては、樹木の枝打ちや遊具の配置替えなどにより、見通しを良くするなど、適切な公園の管理に努めます。</p>	<p>継続</p> <p>都市計画課</p>
4-12	<p>街路灯の設置</p> <p>街路灯・防犯灯の設置により、夜間の通行の安全性向上を図ります。</p>	<p>継続</p> <p>商工観光課</p>
4-13	<p>学校施設等の防犯対策</p> <p>部外者の侵入による犯罪を未然に防ぐため、保育所・幼稚園・学校施設の防犯対策を強化します。</p>	<p>継続</p> <p>学校教育課</p>
4-14	<p>関係機関のネットワーク化</p> <p>警察や保育所、幼稚園、学校、子どもを守る110番の家、青少年相談員、地域住民などによるネットワークを強化します。</p>	<p>継続</p> <p>社会福祉課 学校教育課 生涯学習課</p>
4-15	<p>犯罪に関する情報提供</p> <p>犯罪等に関する情報提供に努めます。</p>	<p>継続</p> <p>学校教育課 社会福祉課</p>
4-16	<p>自主防犯活動への支援</p> <p>青少年相談員や自主防犯組織による巡回活動など自主防犯活動の支援に努めます。</p>	<p>継続</p> <p>生涯学習課 社会福祉協議会</p>
4-17	<p>子どもを守る110番の家の推進</p> <p>子どもが犯罪の被害を受けた時、または犯罪に巻き込まれそうになった時に一時的に避難する場所として、子どもを守る110番の家への協力要請とその周知を図ります。</p>	<p>継続</p> <p>生涯学習課</p>
4-18	<p>防犯ブザーの普及</p> <p>子どもを犯罪から守るため、防犯ブザーの普及を図ります。</p>	<p>継続</p> <p>学校教育課</p>
4-19	<p>防犯講習会の開催</p> <p>日常のなかで犯罪に対する警戒意識の醸成を図るため、学校などにおける防犯講習会などの充実を図ります。</p>	<p>継続</p> <p>学校教育課</p>
4-20	<p>犯罪等の被害にあった児童への支援体制整備</p> <p>犯罪の被害にあった児童に対しては、関係機関の連携協力のもと、あらゆる支援ができるよう体制の整備に努めます。</p>	<p>継続</p> <p>学校教育課</p>

② 交通安全の推進

4-21	交通安全総点検 交通安全総点検を実施し、危険箇所の早期改善を図ります。	継続 総務課
4-22	交通パトロール 交通パトロールを実施し、危険箇所の早期改善を図ります。	継続 建設課
4-23	安全面に配慮した歩道の拡幅・設置 安全面に配慮した歩道の拡幅・設置を促進し、安心して通行できる交通環境の整備に努めます。	継続 建設課
4-24	国県への歩道設置要望 国や県への歩道の設置要望を継続し、安心して通行できる交通環境の整備に努めます。	継続 建設課
4-25	交通安全施設の設置 信号・ガードレールや標識、見通しの悪い箇所におけるカーブミラーの設置など、子どもが安全に通行できる交通環境の整備を進めます。	継続 総務課
4-26	通学路点検の実施 小・中学校の通学路点検を実施し、幼児・児童にとって危険な箇所の速やかな発見に努めます。	継続 学校教育課
4-27	交通安全教育の実施(保育所・幼稚園・小学校) 交通安全教育を実施するとともに、その内容の充実を図ります。	継続 学校教育課 総務課 社会福祉課
4-28	チャイルドカーシート取り付け指導やシートベルト着用の徹底 チャイルドカーシートの取り付けの指導や後部座席を含めたシートベルトの着用を徹底することにより、交通事故が起こった際の乳幼児の安全性向上に努めます。	継続 総務課

③ 防災活動の推進

4-29	子どもの防災訓練・防災教育 災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を行います。	継続 学校教育課
------	---------------------------------------------------------	-------------

基本目標5 子育て支援推進体制の整備

子育て中の家庭においては、育児に関する悩みや心配事は多岐にわたっており、特に母親の育児についての負担感は、男性よりもかなり高い状況にあります。この負担感が幼児の虐待問題等へ発展する可能性があることが指摘されていることから、子育ては夫婦のどちらかに過度な負担がかからないよう、夫婦が協力することが重要です。

子育てはその苦勞や喜びを共に分かち合う男女共同の営みであり、このようなことが普通のこととなるような家庭・社会環境をつくることは、男女共同参画社会構築の重要な課題で、子育てに関わる困難や負担感を軽減することにもつながります。

子育て支援対策の実践や各種の事業は、何よりも、子どもの利益を最大限に尊重するという基本視点から常に検証しつつ、推進していくことが重要です。児童の人権の尊重や男女共同参画社会の構築など旧来意識の改革を行いながら推進していきます。

また、地域の中での子育て・子育てを支援するために、地域住民の参加と協力を得ること、特にボランティアの育成や子育て支援サービスの担い手を確保するように図るとともに、住民にわかりやすい適切な子育て支援情報を提供できるよう体制の整備を図っていきます。

【目標】

子どもの人権の尊重、男女共同参画社会の構築などの意識改革を推進しながら、子育てにやさしい地域づくりへの地域住民の参加・協力、ボランティア活動の振興、子育て支援事業の担い手を確保していきます。また、わかりやすい子育て支援情報の提供を図ります。

【施策の方向】

1 子どもと子育てに関わる意識改革の推進

2 子育て支援の担い手・ボランティアの確保

3 子育て支援情報の充実

施策の方向

1 子どもと子育てに関わる意識改革の推進

児童虐待防止活動については児童の幸せ、児童の利益を第一にすえて、対策を推進することが必要です。近年増加傾向にある不登校児・引きこもり児童対策についても児童の健全発達の視点から抜本的な対策の強化を図る必要があります。このような子どもの人権を尊重した対策は、国連の「児童の権利に関する条約」の趣旨に合致するものであり、今後とも「条約」の啓発・普及を行っていきます。

子育ての面から男女共同の営みを行い、特に父親の育児への参加は、社会構成の基礎単位である家庭から男女共同参画社会の構築を図っていくこととなり、このような意識改革の方向を強化するために啓発・普及を図ります。

施策の方向	基本施策
1 子どもと子育てに関わる意識改革の推進	① 子どもの人権の尊重 ② 男女共同参画社会の構築

① 子どもの人権の尊重

5-1	「児童の権利に関する条約」の啓発・普及	継続
	18歳未満の全ての子どもを対象にしたこの条約の趣旨を子ども・住民に啓発・普及を図ります。	社会福祉課
5-2	児童虐待防止の啓発活動（1-61再掲）	継続
	児童虐待の発生予防と早期発見を目指し、県や児童相談所と連携を図りながら児童虐待防止の啓発活動を進めます。	社会福祉課

② 男女共同参画社会の構築

5-3	「男女共同参画社会」の啓発・普及	継続
	講演会・シンポジウムの企画、各種行事及び窓口等での啓発・普及を図ります。	企画政策課

施策の方向

2 子育て支援の担い手・ボランティアの確保

子育て支援を推進するには、多様な分野の専門職の確保をはじめ、各種のボランティア、指導員・協力者を確保・育成していくことが重要です。

児童福祉分野や保健・医療・教育分野等において専門職の立場から子育て支援に関わるサービスや業務に関する人材の育成・確保を図ります。

また、地域においては、防犯や見守り、交通安全指導などのボランティア、子どもの遊びや文化活動、スポーツ活動等に関わる指導員・協力者等の確保・育成を図っていきます。

施策の方向	基本施策
2 子育て支援の担い手・ボランティアの確保	① 子育て支援サービス担い手の確保 ② ボランティア活動の推進 ③ 文化・スポーツ指導者の確保

① 子育て支援サービス担い手の確保

	子育て支援協力会員の確保	継続
5-4	ファミリーサポートセンター事業の実施に必要な「協力会員」の登録促進を図ります。	社会福祉課

② ボランティア活動の推進

	放課後子ども教室事業ボランティアの確保	新規
5-5	放課後子ども教室事業の推進に必要な地域のボランティアの確保を図ります。	生涯学習課

③ 文化・スポーツ指導者の確保

	体育・スポーツ指導員の確保	継続
5-6	スポーツ少年団など児童のスポーツ活動等の指導及び振興を図るための人材の育成・確保を図ります。	生涯学習課

施策の方向

3 子育て支援情報の充実

子育て支援に関わるサービス・事業、地域の活動は、福祉分野をはじめ保健、医療、教育、生活環境など多様な分野にわたっています。

このような子育て支援に関わる各分野の情報や資料の整理・分析を行い、公聴広報活動の充実を図り、ホームページ等による情報提供体制の整備を行います。

施策の方向	基本施策
3 子育て支援情報の充実	① 子育て支援情報提供体制の充実

① 子育て支援情報提供体制の充実

	子育て支援情報提供サービス事業	新規
5-7	子育てマップ、子育てガイドブック、子育てバリアフリーマップ等をはじめ各種の子育てに関する情報を、ホームページ等を活用して総合的に提供します。	社会福祉課